

## 公 募 説 明 書

青森県警察機動隊施設において、自動販売機の設置業者（以下「設置業者」という。）を選定するため、応募に必要な事項を定めるものです。

令和 5年 12月 1日  
青森県警察本部施設課

### 1 募集の目的

職員の福利厚生に資することを目的とします。

### 2 募集する自動販売機等の種類、設置場所及び応募者数

#### (1) 種類

酒類を除く清涼飲料自動販売機

#### (2) 設置場所及び応募者数

青森市大字新城字天田内130-3 青森県警察機動隊  
厚生棟 清涼飲料自動販売機

2台 2社

### 3 使用許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

ただし、原則1度限り更新することができ、その後は、再公募（再申込可能）となります。

### 4 設置条件

- (1) 貸付面積は一台につき1.48㎡とし、清涼飲料の自動販売機については、回収ボックスを含むものとする。使用許可面積は一律1.48㎡とする。
- (2) 設置しようとする自動販売機の販売品目及び販売価格は、別紙「機動隊自動販売機等設置条件一覧表」の条件に従うものとします。
- (3) 搬入、設置、その他機械維持及び撤去に係る費用は、設置業者の負担とします。
- (4) 自動販売機に個別の電気量メーターを設置してください。
- (5) 営業に当たっては、食品衛生法等の法令を遵守してください。
- (6) 自動販売機の維持管理、商品補充、機器内の金銭管理は設置業者が行ってください。
- (7) 自動販売機及びその周辺を清潔に保つとともに、清涼飲料の自動販売機については、回収ボックスを設置し、適正に空き缶等の空容器を回収、処分してください。

### 5 応募の手続

#### (1) 提出書類

- ア 公募参加申込書（様式第1号）
- イ 国有財産使用料提案書（様式第2号）
- ウ 提案内容確認書（様式第3号）
- エ 商品情報確認書（様式第4号）
- オ 誓約書（様式第5号）
- カ 役員名簿（様式第6号）
- キ 設置する自動販売機のカatalog等  
（設置予定機種のもので、自動販売機のサイズが分かるもの）
- ク 履歴事項全部証明書（申請日の3箇月以内に発行されたもの）  
（個人の場合は、住民票写し）
- ケ 直前事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（法人のみ）  
（個人の場合は、確定（修正）申告書（控）の写し及び青色申告決算書又は収支内訳

書の写し)

コ 法人税（個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書  
（申請日の3箇月以内に発行されたもの）

サ 過去2年間の類似の業務実績を証明できるもの  
（契約書等の写し）

(2) 国有財産使用料提案書に記載する金額

設置業者の選定に当たっては、国有財産使用料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって決定するので、応募者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

(3) 提出期限

令和5年12月14日(木)午後5時まで

(4) 提出場所

青森県青森市新町2丁目3-1

青森県警察本部警務部施設課管財係（青森県警察本部庁舎2階）

電 話 017-723-4211

FAX 017-775-4110

(5) 提出方法

持参又は郵送によりますが、郵送の場合であっても期限内必着とします。

6 質問及び回答

(1) 質問は、令和5年12月6日（水）午後3時までに下記10のメールアドレス宛に提出してください。

(2) 回答書は、令和5年12月11日（月）までにメールにて送付します。

7 設置業者の選定方法

(1) 提出した参加申込書等が次の一つに該当する応募者は欠格とします。

ア 提出期限又は提出場所が上記5(3)及び(4)に適合しないとき。

イ 公募説明書に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(2) 欠格とされなかった応募者から提出された参加申込書等について、公募説明書で定めた要件の全てを満たした内容となっているかを審査し、全ての要件を満たしていると認められた応募者のうち、提案書に記載された金額が青森県警察本部が算定した金額（以下「算定使用料」という。）以上で、かつ金額の最も高い者を設置業者として選定します。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、提案書の内容を精査し相手方を選定します。

(3) 算定使用料に達しない場合は、本件公募手続を打ち切ります。

8 国有財産使用許可手続

(1) 設置業者は、設置場所について国有財産法第18条第6項及び第19条の規程に基づき国有財産使用許可を受けてから使用すること。

(2) 当該国有財産使用許可は、第三者への譲渡又は委託を禁止します。

(3) 設置業者は、国有財産使用料として提案した使用料に100分の10に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（円未満切捨て）を納付すること。

(4) 提案した使用料は、翌年度以降の使用許可においても国有財産使用料として引き継がれます。ただし、当該年度の算定使用料が前年次使用料の1.05倍もしくは0.95倍以上の開きがある場合は、前年次使用料の1.05倍もしくは0.95倍が当該年度の使用料となります。

## 9 留意事項

- (1) 提出書面に虚偽の記載をした者は失格とします。
- (2) 使用許可を受けた者には、国有財産法の規定の定める諸条件が付加されます。  
また、設置場所の使用料及び自動販売機設置、維持に係る電気料等（維持に係る電気料は、自動販売機の維持に係る電気料のことです。）が徴収されます。
- (3) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (4) 応募に係る一切の費用は、応募者負担とします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議して定めます。

## 10 問い合わせ先

青森県青森市新町2丁目3-1

青森県警察本部警務部施設課管財係（青森県警察本部庁舎2階）

電話 017-723-4211

FAX 017-775-4110

メールアドレス [P-SISSETU@pref.aomori.lg.jp](mailto:P-SISSETU@pref.aomori.lg.jp)

ホームページアドレス <http://www.police.pref.aomori.jp/>